

市県民税（住民税）、所得税の申告は正しくお早めに

【申告受付期間】 2月17日（月）～3月17日（月）
 【受付時間】 平日の午前8時45分～午後4時（開場午前8時）
 【場 所】 市保健センター2階の研修室および会議室

日曜日の申告相談は…

- ◆ 牛久市役所 2月23日と3月2日の日曜日に限り、午前8時45分から午後3時
- ◆ 竜ヶ崎税務署 2月23日と3月2日の日曜日に限り、午前9時から午後5時
- ◆ 業 務 内 容 確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の受け付け
 ※現金納付の窓口業務は行いません。

◆申告が必要な方

- ① 事業所得（営業、農業所得など）や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
 - ② 給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
 - ③ 給与所得者で給与のほかに所得のあった方、または2力所以上から給与を受けた方
 - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2力所以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
 - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ※ 国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

◆申告に必要な物

- ① 源泉徴収票原本（給与・年金など）、印鑑、所得税還付の場合

- ② 口座番号（申告者名義）
- ③ 収入内訳書（事業所得、不動産所得などがある方）
- ④ 各種控除証明書や医療費の領収書（国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補てん金額など）

◆注意事項

・ 次の①、②の場合は、市役所で申告できませんので、税務署に申告してください。

- ① 事業所得、不動産所得の収入内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合
- ② 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、事業所得などの申告で初めて収入内訳書を作成される方、配当や株式、土地、家屋、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告、更正の請求を含めた平成24年分以前の所得税などの申告

- ・ 市役所で申告する方は、次の③、④のことを願います。
- ③ 申告会場は大変混み合います。前もって次のことを願います。

・ 事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収入内訳書を必ず作成して持参してください。

・ 医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理（日付が平成25年中であることを必ず確認）し、合計金額を算出して持参してください。（介護老人施設などで提供を受ける施設サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設などへ事前に確認し医療費控除対象額を明確にしておいてください）

④ 申告期間の初めと最後の1週間、会場が大変混み合います。お待ちいただく時間が長くなる場合がございます。ご了承ください。

◆市県民税(住民税)申告について

- ・市県民税の申告書は、2月17日(月)以前でも提出でき



- ・ですが、閉庁日および時間外の受け付けは行っていません。
- ・郵送による提出もできません。
- ・確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

◆所得税の確定申告について

- ・確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。または市税務課窓口でお渡しできます。
- ・所得税の還付申告は、2月17日(月)以前でも申告書を提出することができますので、税務署へ提出してください(市役所では受け付けていません)。
- ・確定申告書は郵便や信書便による税務署への送付、または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。
- ・国税庁では、確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供

するため、ホームページを開設しています。「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、作成したデータはインターネットを利用して提出(送信)できます(詳しくは、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください)。

税務署からのお知らせ

◆復興特別所得税について



平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる

所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、左記の場合は申告が必要となります。

- ・所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。
- ・所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。
- ・確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。



問 【確定申告について】

竜ヶ崎税務署(〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町118-2-5) ☎0297-661303 (自動音声案内。相談内容に応じて「0」「1」「2」の番号を選択してください)

問 【市県民税の申告について】

市税務課 ☎内線1056〜1059